

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情

(生活振興環境委員会付託)

受理番号 第 94 号

受理年月日 令和 3 年 9 月 2 日

付託年月日 令和 3 年 9 月 28 日

陳情者
.

陳情原文 私共、江戸川葛飾たばこ商業協同組合は、江戸川区、葛飾区のたばこ販売店が加盟する組合組織です。

たばこ販売を行うとともに、街の環境美化を目的とした清掃活動、喫煙マナーの啓発活動、未成年者喫煙防止に関する活動に長年取り組んでおりますが、たばこを取り巻く環境は大変厳しく、たばこ販売数の減少に加え、近年の度重なる増税や喫煙所の減少等が経営を直撃し、廃業を余儀なくされる組合員が出てまいりました。

昨年 4 月には、改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、飲食店やオフィス等屋内の禁煙化に伴い、私共のお客様である喫煙者の方々は行き場をなくしており、大変肩身の狭い思いをしております。屋外喫煙所に喫煙者の方が集中し、一方で路上喫煙やポイ捨て等の問題も発生しております。

貴区におかれましては、令和 2 年度に「江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例」を改正されました。条例では、区内の主要駅周辺を受動喫煙防止重点区域と指定し、決められた場所以外での喫煙は禁止となっております。

重点区域となっている平井駅、葛西駅、西葛西駅周辺には喫煙所を整備していただきましたが、小岩駅周辺には喫煙所がありませんので整備をお願いいたします。公衆喫煙所が不足していれば、条例の実効性を担保することはできないと思われるため、重点区域内における公衆喫煙所の追加整備は今後も必要と考えております。

その他にも船堀駅や瑞江駅等、利用者の多い駅周辺にも公衆喫煙所が必要であり、安易に喫煙禁止区域を広げるような対応ではなく、公衆喫煙所の整備とあわせて、ルールの周知やマナーの啓発に力を入れていただくようお願いいたします。

令和 3 年度税制改正大綱においては、令和 2 年度に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされたところであります。

(裏面に続く)

加えて、本年1月に総務省自治税務局より発出の「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」では、「『健康増進法』（平成14年法律第103号）も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されております。

たばこ税は、国・地方における重要な税収です。令和2年度、江戸川区におけるたばこ税納付額は47億円となり、貴区の貴重な財源になっているものと認識しております。

望まない受動喫煙の防止及び環境美化の観点、加えて安定的な税収を確保する面からも、喫煙者を一方的に排除するのではなく、たばこ税を活用した分煙環境の整備を推進することこそが必要であると考えます。

そして、貴区だけで喫煙所の整備を行うのではなく、民間事業者への公衆喫煙所助成制度等の制度化も行うなど、官民連携の上、推進していくことが重要です。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 地方たばこ税の一部を活用し、たばこを吸われる方、吸われない方の双方に配慮した公衆喫煙所の整備を推進すること。
- 2 地方たばこ税の一部を活用し、民間事業者等が活用できる公衆喫煙所整備のための助成制度を設けること。
- 3 上記1及び2と合わせて、ルールの周知やマナーの啓発等を民間事業者等と連携の上、より推進すること。